

# ！パートタイマーやアルバイトの方！

お店が休業した間の賃金を国が直接支給する制度があります

おひとりでも申請ができますので、まずはお電話を！

※中小企業の正規社員、大企業のシフト労働者等も対象になります。



## ◎新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

**対象者** 休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方

**支給要件等** 日額最大11,000円。

詳細はQRコードからご確認ください。下記の電話番号へ

**相談窓口** 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

☐ コールセンター

**0120-221-276**

(受付時間 月～金8:30～20:00/土日祝8:30～17:15)



※ご注意ください※申請期限は最短で5月末です！詳細はQRコードで確認を！

○時短営業などで勤務時間が短くなった方やシフトの日数が減少した方も申請できます。

○お店の方が書類を書いてくれなくても、個人で申請ができます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

こちらも申請できます！

**対象者** 小学校等の臨時休業等のため仕事を休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない方

**支給要件等** 日額最大15,000円。詳細はQRコードからご確認ください。

**相談窓口** 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999(受付時間 9:00～21:00)

※ご注意ください！※ 申請期限は令和3年6月末です！



※コールセンターの説明がわからない場合には、こちらにもご相談ください※

○休業・雇止めに関する相談、企業への助成金の活用の働きかけについての相談窓口

茨城労働局雇用環境・均等室総合労働相談コーナー

029-277-8295(受付時間 月～金 8:30～17:15)